税務研修会 平成28年度税制改正のあらまし

5月18日（水）雪谷法人会館研修室にて講師に雪谷税務署 法人課税 板本上席により開催しました。

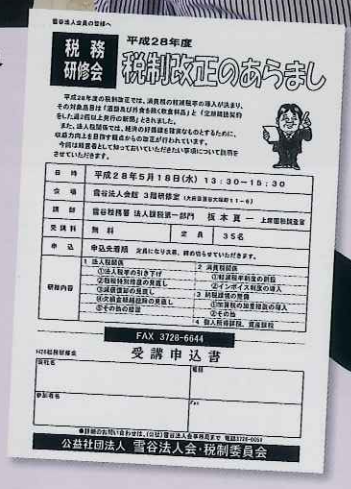

税務研修会

平成28年度

税制改正のあらまし

平成28年度の税制改正では、消費税の軽減税率の導入が決まり、その対象品目は「酒類及び外食を除く飲食料品」と「定期購読契約をした週2回以上発行の新聞」とされました。

また、法人税関係では、経済の好循環を確実なものとするために、収益力向上を目的で税率からの改正が行われています。

今回は特に着目として知っておいていただきたい事項について説明をさせていただきます。

日時	平成２８年５月１８日(水) １３：３０～１５：３０
会場	雪谷法人会館 ３階研修室（大田区雪谷大塚町１１－６）
講師	雪谷税務署 法人課税第一部門 板本真一 上席国税調査官
受講料	無料
定員	35名
申込	申込先着順 定員になり次第、締め切らせていただきます。
研修内容	1 法人税関係 ①法人税率の引き下げ ②繰越欠損金の見直し ③研究開発税制の見直し ④その他の改正 2 消費税関係 ①軽減税率制度の概要 ②インボイス制度の導入 3 新聞譲渡の特例 ①所得税の源泉税改の導入 ②その他 4 個人所得課税、資産課税

FAX 3728-6644

受講申込書

法人名	電話
参加者名	FAX

※詳細のお問い合わせは、10日(雪谷法人会事務局まで 電話3726-6061

公益社団法人 雪谷法人会・税制委員会